

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

				資料番号	13	担当課	産業政策課
法令名	計量法	根拠条項	法第131条	不利益処分の種類	適正計量管理事業所の指定を受けた者への適合命令		
<b>適合命令</b> <b>法第131条</b> 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が第128条各号に適合しなくなったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。							
<b>(指定の基準)</b> <b>法第128条</b> 経済産業大臣は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。 一 特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する 特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。 二 その他計量管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。							